

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所

第二種廃棄物埋設事業許可申請

第二種廃棄物埋設施設の位置，構造及び設

備の基準に関する規則第十四条

（予備電源）への適合性について

平成 3 0 年 1 1 月

日本原子力発電株式会社

目 次

1. はじめに.....	1
2. 予備電源の設置方針.....	3
3. 設備の電源構成.....	3
4. まとめ.....	3

1. はじめに

本資料は、東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所 第二種廃棄物埋設事業許可申請について、「第二種廃棄物埋設施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」（以下「第二種埋設許可基準規則」という。）の第十四条及び「第二種廃棄物埋設施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（以下「第二種埋設許可基準解釈」という。）第十四条への適合性を説明するものである。

第二種埋設許可基準規則第十四条及び第二種埋設許可基準解釈第十四条の要求事項を第1表に示す。

第 1 表 第二種埋設許可基準規則第十四条及び第二種埋設許可基準解釈第 1 4 条の要求事項

第二種埋設許可基準規則	第二種埋設許可基準解釈
【第二種埋設許可基準規則 第十四条 第 1 項】 第十四条 廃棄物埋設施設には, 外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において, 監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。	【第二種埋設許可基準解釈 第 1 項】 第 1 4 条で規定する「予備電源」とは, 停電等の外部電源系の機能喪失時に, 監視, 警報, 通信連絡等に必要な設備・機器を作動するために十分な容量及び信頼性のある予備電源をいう。なお, 予備電源については, 廃棄物埋設施設における事故・異常発生時において緊急を要する事態が想定されない場合は, 可搬型の電源によることができる。

2. 予備電源の設置方針

本施設は、廃棄物を取り扱う作業において外部電源を使用しないため、予備電源は設けない。また、本施設の監視、連絡通信の設備、機器についても外部電源を使用しないため、予備電源を設けない設計とする。

3. 設備の電源構成

本施設で廃棄物の埋設作業及び監視、通信連絡等で使用する設備は第1表のとおりである。各機器は適切な電源容量のあるバッテリー等を使用し外部電源喪失時においても機能を維持する設計とすることから、予備電源は設けない設計とする。

第1表 各設備の電源構成

目的	対象機器	電源
放射線業務従事者等の被ばく管理	個人被ばく線量計	バッテリー式
管理区域内の線量測定	放射線サーベイ機器	バッテリー式
作業場所照明（非常用）	可搬型仮設照明設備	バッテリー式
異常発生時の通信連絡	所内携帯電話等 業務用無線設備	バッテリー式
	加入電話設備	回線から給電

4. まとめ

本施設で使用する設備は、いずれも外部電源を使用しないことから、第二種埋設許可基準規則第十四条及び第二種埋設許可基準解釈第14条に該当する設備はない。

以上